

ID: 77

担当部署: 福祉課

処分の概要	負担金の減免		
例規名 根拠条項	大河原町ホームヘルプサービス事業利用者負担金条例 第4条		
例規番号	平成6年条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第4条 町長は、災害その他特別な事情により、特に必要があると認める場合は、負担金の全部又は一部を免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日